

ID: 207-2

担当部署: こども・健康部 子育て政策課

処分の概要	助産施設・母子生活支援施設入所費用及び措置入所者に対する保育料の減免		
例規名 根拠条項	児童福祉法による助産施設・母子生活支援施設入所費用及び保育所等保育料徴収規則 第4条		
例規番号	昭和45年規則第16号		
【根拠条文】 (徴収金の減免) 第4条 第2条の徴収金額については、前年度に比し最近の所得に著しい変動があるなど、市長が必要と認めたときは、これを減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	20日		
備考	【共通担当部署】 こども・健康部 ほいく課 こども・健康部 子育て政策課		
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和4年10月1日